平成２９年（フ）第４８号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地59　県営住宅５棟102号
債務者　山本　　一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３７号
千葉県茂原市谷本2051番地15
債務者　吉野　幸代
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
千葉県茂原市茂原556番地（サテライトハイツ202号）
債務者　鎗田　公雄
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
千葉県長生郡長柄町刑部937番地６
債務者　木嶋　秀男
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
千葉県茂原市南吉田2068番地
債務者　山本　朋子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
川崎市多摩区生田２丁目８番18号　モンシャトー生田２　206
債務者　鈴木　章予
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
富山県下新川郡入善町青島455番地10　コーポラス入善103、前住所富山県下新川郡入善町入膳3584番地24
債務者　山田　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第５５号
長野県上田市蒼久保1600番地　県住42―17号
債務者　高橋　博子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１１９７号
名古屋市中川区松葉町２丁目16番地　モナミマンション402号
債務者　紫和　宏憲
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６６号
愛知県あま市甚目寺稲荷40番地　レオパレス21甚目寺　201号
債務者　坂田　綾子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
滋賀県守山市守山４丁目12番13―404号
債務者　坂野　旦子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２号
滋賀県栗東市手原７丁目４番３―201号　ラプレミエール　エトワール
債務者　加藤　史乃
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３１号
滋賀県守山市水保町1390番地４　アミスタライフ守山、前住所石川県輪島市門前町千代32の１番地
債務者　鶴見　初代
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
大津市皇子が丘２丁目４番15―1208号
債務者　寺前　　好
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４９号
滋賀県草津市西矢倉２丁目２番Ａ―102号
債務者　浅野　祐美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
滋賀県湖南市石部口１丁目11番16号
債務者　川原　重雄
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５１号
滋賀県湖南市石部口１丁目11番16号
債務者　川原　來美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
　　大津地方裁判所民事部